

令和5年度 沼津市立愛鷹中学校西校舎改築工事基本設計業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

本業務は、令和3年3月に策定した「沼津市個別施設計画（公共建築物編）」に基づき、老朽化や教育環境の変化に対応するため、沼津市立愛鷹中学校西校舎の改築に係る基本設計を実施するものである。

本業務の実施については、今後の中学校施設の基準となる仕様を検討する上で、多様な学びや時代の変化に対応した教育環境の向上、社会状況の変化に対応できる機能、建物の長寿命化やバリアフリー化、省エネルギー化など多様なニーズに配慮した施設整備の検討をするとともに、地域との共生が図られ、防災拠点となる中学校を建設するにあたり、十分な経験とノウハウ、客観的かつ専門的な情報収集分析、及び調査結果の取りまとめに関する高度な専門性が要求されるとともに、社会資源の活用を検討とその提案を行う積極性が必要となることから、プロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

この要領は、「令和5年度 沼津市立愛鷹中学校西校舎改築工事基本設計業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※最も優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調整の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

- (1) 業務委託名 令和5年度 沼津市立愛鷹中学校西校舎改築工事基本設計業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和5年度 沼津市立愛鷹中学校西校舎改築工事基本設計業務委託公募仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月29日（金）まで
- (4) 契約金額 提案限度額 18,183,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市教育委員会事務局学校管理課（沼津市役所7階）

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号

担当：丸山、杉山、名取

電話 055-934-4806 FAX 055-931-8977

E-mail kyouiku-so@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

なお、契約候補者の決定後契約締結までの間、以下のいずれかの要件を満たせなくなった場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成4年7月1日施行）の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、（更生開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立て（再生手続開始の決定を受けている者を除く）がなされていないこと。
- (4) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がないこと。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録があること。
- (7) 平成25年4月以降に、学校教育法第1条で規定されている小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の校舎や、それに準ずる公共施設において、延床面積2,000㎡以上の新築、改築、増築工事の基本設計又は実施設計を、元請けとして受注し完了した実績を有すること。

※実績については、本社・支店または営業所等を問わず事業者全体としての実績を含むものとする。

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和5年7月18日（火）ホームページに掲載
2	現地見学会参加申込	令和5年7月18日（火）から 令和5年7月25日（火）15時までに電子メールで
3	現地見学会	令和5年7月26日（水）10時00分 現地集合
4	質問受付期間	令和5年7月18日（火）から 令和5年7月28日（金）17時までに電子メールで
5	質問回答	令和5年8月1日（火）17時までにホームページに掲載
6	参加申込及び業務実施体制調書等の提出	令和5年8月4日（金）17時まで（必着）
7	参加承認通知	令和5年8月7日（月）15時までに電子メールで
8	第一次選考（書類選考）	令和5年8月9日（水）予定（※1）

9	第一次選考結果通知及び第二次選考会案内通知	令和5年8月10日(木)17時までに電子メールで
10	企画提案書等の提出	令和5年8月14日(月)から 令和5年8月23日(水)17時まで(必着)
11	第二次選考(プレゼンテーション)	令和5年8月28日(月)予定
12	選定結果の通知	令和5年8月31日(木)予定
13	契約締結	令和5年9月上旬予定

※1 参加申込者が5社以内の場合には、第一次選考は実施せず、第二次選考のみ実施する。

6 現地見学会

現地見学を希望する事業者は、以下のとおり現地見学会を開催するため、現地見学会参加申込期限までに「現地見学会参加申込書」を電子メールにて送付すること。

なお、プロポーザル参加申込は、現地見学への参加の有無に関係なく可能とする。

(1) 日 時 「5 契約候補者選定スケジュール」のとおり(1時間程度)

(2) 集合場所 愛鷹中学校 職員玄関前

(3) アクセス

- ・車にて来校する場合、駐車位置は図面(案内図・配置図)を確認すること。また、駐車スペースに限りがあるため、1事業者1台までとする。

(4) その他

- ・参加申込にあたっては、1事業者2名までの参加とする。

- ・参加申込者が多数いる場合は、時間を分けて案内する可能性がある。

7 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール・FAX等(様式任意)により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号を併記し、提出後は必ず電話による受信確認を行う事。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

8 プロポーザルへの参加申込及び企画提案書等の提出

8-1 参加申込

(1) 提出方法

(2) の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、③④⑤⑥は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式 9）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

(2) 提出書類

- ①参加申込書 1部（様式 1）
- ②会社概要 1部（様式は任意だが 1種類とする。パンフレット等でも可）
- ③暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書 1部（様式 2）
- ④登記簿謄本等 1部（申込日から 3か月以内に発行されたもの）
 - ・法人登記している事業者は、履歴事項全部証明書の写し
 - ・個人事業者の場合は、代表者身分証明書の写し
- ⑤財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）
1部
- ⑥納税証明書（申込日から 3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出）
（市内に本社又は営業所のない事業者は国税納税証明書のみ提出）
各 1部
 - ア 市税納税証明書
 - ・法人登記している事業者は、法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
 - ・個人事業者の場合は市県民税納税証明書（最新のもの）
 - イ 固定資産税納税証明書（最新のもの）
 - ウ 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
 - ・法人登記している事業者は「その 3」又は「その 3 の 3」を提出
 - ・個人事業者の場合は「その 3」又は「その 3 の 2」を提出
- ⑦工程表 10部（様式 4）
- ⑧同種業務実績表 10部（様式 5）
- ⑨実施体制調書 10部（様式 6）
- ⑩管理技術者業務実績調書 10部（様式 7）
- ⑪担当技術者業務実績調書 10部（様式 8）

(3) その他注意点

- ①「(2) 提出書類」のうち、⑦～⑪については、すべて自社名を入れないこと（入っている場合は受け付けない）。また、各書類は、審査する上で必要なものであることから、書類の作成にあたり記入可能な項目については漏れがないよう注意すること。

- ② 「(2) 提出書類」のうち、「⑧同種業務実績表」における「業務名・業務内容」欄は、「4 参加資格要件(7)」に求める実績(延床面積等)が分かるよう記入すること。
- ③ 「(2) 提出書類」のうち、「⑩管理技術者業務実績調書」及び「⑪担当技術者業務実績調書」における「主な業務実績」欄は、「4 参加資格要件(7)」に求める実施時期に関わらず記入して良い。

8-2 参加承認

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時まで「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

8-3 企画提案書

(1) 提出方法

(2)の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)すること。

(2) 提出書類

- ① 企画提案書提出届 1部(様式3)
- ② 企画提案書 10部(様式自由)
- ③ 見積書 1部(様式自由、押印不要)

(3) 企画提案書等の規格

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ① 「(2) 提出書類」のうち、②及び③については、すべて自社名を入れないこと(入っている場合は受け付けない)。また、各書類は、審査する上で必要なものであることから、書類の作成にあたり記入可能な項目については漏れないよう注意すること。
- ② 「(2) 提出書類」は、原則日本工業規格A4で作成するものとし、A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

(4) その他、注意事項

- ① 「(2) 提出書類」のうち、「②企画提案書」は10ページ以内で作成すること。ページ数のカウントは、片面A4サイズを1ページ(A3サイズの場合は2ページ)とする。
- ② 見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ③ 本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案限度額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の契約候補者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提

案に努めること。

- ④見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ⑤提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

9 提案する内容

別紙「令和5年度 沼津市立愛鷹中学校西校舎改築工事基本設計業務委託 公募仕様書」の「5 業務内容」及び「6 設計の注意点」を踏まえ、設計業務の基本的な考え方や進め方、検討方法、建設整備費や整備後の維持管理費を極力縮減するための工夫等の提案を行うこと。

特に、「(2) 諸室等の標準仕様の整理」では、今後、市内中学校施設を改築する際の考え方の基準となるため、「8 準拠すべき基準等」を十分に理解し、提案を行うこと。

10 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類の内容を基に、「令和5年度 沼津市立愛鷹中学校西校舎改築工事基本設計業務委託契約候補者選定委員会」において評価項目に従い評価・採点し、評価点が最も上位の者を契約候補者として選定する。

ただし、業務遂行体制及び企画提案力における各選定委員の合計点数の平均が6割（業務遂行体制：18点、企画提案力：42点）を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

(3) 第一次選考（書類選考）

- ①参加申込が5社を超えた場合には、8-1（2）に示す提出書類に基づき、別表「評価項目」の業務遂行体制について、選定委員会において書類選考による第一次選考を実施する。
- ②提案者のうち上位5社（評価点の状況に応じて5社以上となる場合がある）を選定し、すべての提案者にその結果を通知するとともに、第二次選考対象者には第二次選考の当日案内を併せて通知する。
- ③提案者が5社以内の場合は、第一次選考は実施せず、すべての提案者を第一次選考通過者として扱う。

(4) 第二次選考（プレゼンテーション）

- ①第一次選考通過者において、8-1（2）及び8-3（2）に示す提出書類を踏まえ、別表「評価項目」の企画提案力について、プレゼンテーションによる審査（第一次選考を実施しない場合は、業務遂行体制の審査含む）を行い、最優秀提案者を選定する。
- ②発表時間等は1参加者につき20分程度（質疑含む）を予定している。日時、会場、当日

のプレゼンテーションの順番等は、第二次選考の当日案内にて通知する。プレゼンテーションにスライドを使用する場合は、事前に申し出ること。また、パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクタ・スクリーンは市で用意する。

- ③プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。
- ④プレゼンテーションの参加者は3名までとし、説明者は本業務を担当する予定の管理技術者又は担当技術者とする。

11 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

12 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の書類を提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 選考会指定時間（第二次選考）に来場しなかったとき
- (3) 「4 参加資格要件」の1号から6号のいずれかに該当しなくなったとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき（プレゼンテーションを実施しない場合は削除）
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

13 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行力などを評価するものであるから、仕様については契約時に契約候補者の提案をもとに再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の1号から6号のいずれかに該当しなくなったとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認しておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設業関連以外業務委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

14 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程等）を作成し、市の承認を得ること。

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する可能性があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

16 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

別表 評価項目

評価項目			配点
業務遂行 体制	実績	・同種業務の実績は十分なものか。	15
	実施体制	・配置予定者の専門性は十分か。また、豊富な業務を持つ担当者が配置されているか。 ・事業を円滑に進められるような体制となっているか。	15
企画 提案力	経済性	・建設整備費や整備後の維持管理費に関する考え方が示されており、経済性に配慮されているか。 ・コスト縮減について、具体的な事例や経験に基づく手法や、仕様書に定めた目標とする新校舎建設設計額以内に収めるための工夫等は提案されているか。	20
	的確性	・仕様書で定めた全ての業務内容について、業務の趣旨を理解し、検討事項が網羅され、項目ごとに基本的な考え方や進め方、検討方法等が示されているか。 ・業務執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか。	20
	実現性	・提案全体を通して、具体的な事例や経験を生かした提案がされているか。また、提案内容を実現するための手法等について、十分な説得力があり、実現性があるか。 ・設計の各段階において、担当職員との調整方法や時期、関係機関への法令や各種基準等の確認方法や時期は明確か。	20
	合理性 独自性	・着眼点が適正で、業務に必要な問題点や解決方法等が論理的に整理されており、合理的な内容となっているか。 ・技術力を十分に発揮し、積極的に業務に取り組む意欲や創意工夫が感じられるか。	10
合計			100

- ・業務遂行体制及び企画提案力における各選定委員の合計点数の平均が6割（業務遂行体制：18点、企画提案力：42点）を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。
- ・第二次選考において、評価点が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 「企画提案力」の点数が高い者を上位とする。
 - (2) (1)も同点の場合は、選定委員から意見を聞き、選定委員会において順位を決定する。